

令和 8 年度東京都多重債務問題対策協議会

貸金業部会

議事録

令和 8 年 5 月 2 7 日（水）

新宿 N S ビル 3 階 3－L 会議室

午後２時２９分開会

○沼賀統括課長代理 皆さんおそろいになりましたので、やや早いのですが、ただいまから令和８年度「東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会」を開催させていただきます。

私は、当部会の事務局及び本日の司会進行を担当いたします、産業労働局金融部貸金業対策課統括課長代理の沼賀でございます。

本日はお忙しい中、また、お暑い中、皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、開会に当たり、部会長から一言御挨拶を申し上げます。

部長、お願いします。

○若林部会長 貸金業部会部会長を務めます、東京都産業労働局金融部長の若林でございます。この４月に金融部長に着任いたしました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より東京都が行います貸金業対策、ヤミ金融被害防止対策、多重債務問題の解決や防止に向けた取組に御協力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日も御多忙の中、御出席をいただきまして、資料の御提供もいただきまして、本当にありがとうございます。

本部会におきましては、これまで年２回のヤミ金融被害防止合同キャンペーンの実施や関係機関・団体との情報交換等を通じまして、効果的な普及啓発活動に努めてまいりました。後ほど資料でも御説明いたしますけれども、昨年度、ヤミ金融をはじめとした苦情・相談件数につきましては、６００件弱ということで減少いたしました。ただ、いまだに保証金詐欺等の相談について、当部貸金業対策課に寄せられているという状況でございます。

こうした中でありますので、今年度につきましても、皆様をはじめ関係機関の方々と連携いたしまして、ヤミ金融被害等、金融トラブル防止のための啓発宣伝事業にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、悪質な業者に対しましては、引き続き法令に基づく厳格な指導監督を行うほか、必要に応じまして、適切に行政処分を実施してまいります。

それでは、本日の会議におきましても、皆様方からの積極的な御意見をよろしくお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○沼賀統括課長代理　ありがとうございました。

次に、委員の皆様から所属とお役職、お名前の御紹介をいただきたいと思います。

お手数ですが、岩崎委員から座席順に時計回りでお願いいたします。

○岩崎委員　東京財務事務所理財第４課の岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

○中村委員　川の手市民の会の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○米澤委員　日本クレジットカウンセリング協会の米澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原委員　日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの菅原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○長尾代理委員　警視庁暴力団対策課の長尾と申します。本日は、委員の葛城に代わりまして出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中尾委員　生活文化局消費生活部で不適正取引指導などを担当しております、特別機動調査担当課長の中尾です。よろしくお願いいたします。

○阿部代理委員　東京都福祉局生活福祉部地域福祉課、小林課長の代理で出席しております、阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○菅原オブザーバー　東京都産業労働局金融部貸金業対策課特別検査担当課長の菅原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○野呂委員　昨年に引き続き、貸金業対策課長を務めさせていただいています、野呂と申します。よろしくお願いいたします。

○沼賀統括課長代理　では、議事に入ります前に、お手元の資料、タブレットをお配りしてございますけれども、御確認いただければと思います。

まず、机の上に貸金業部会、今日の次第と名簿を用意させていただいております。

次に、資料１といたしまして、東京都の貸金業対策の状況について。

資料２、令和８年度の啓発宣伝事業について。

資料３、令和８年度上期「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」について。

資料４、令和８年度下期「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」について。

資料５、日本クレジットカウンセリング協会様から頂きましたカウンセリング事業の実績等の資料。

資料６、日本貸金業協会様から頂きました多重債務問題の取組についての資料。

資料７、東京財務事務所様から頂きました資料となっております。

資料はこちらですが、入っていますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

議事（１）啓発宣伝事業と昨年度の東京都の貸金業対策の状況について、一括して説明をお願いします。

野呂課長、お願いします。

○野呂委員 それでは、順に説明をさせていただきます。

資料１「東京都の貸金業対策の状況について」ですが、１に「東京都知事登録業者数の推移」を記載しております。数字だけ見ると、貸金業者数もどんどん減っているのだなという印象をお持ちになるかと思いますが、実際には、新規または廃業・未更新による事業者の入れ替わりが例年１割程度発生しておる状況です。また、全国で比べますと、国内全体の約３分の１が東京都にのみ営業所を設置していることから、都知事登録業者というふうになっております。

２に「行政処分件数の推移」を記載しております。東京都では、昨年度、登録取消し処分、業務停止処分、業務改善命令をそれぞれ１件発出いたしました。登録取消し処分につきましては、個人と貸付の契約を締結する際には、国が指定する信用情報機関が保有する信用情報を使用して顧客等の返済能力の調査を行う必要がありますが、それを実施していなかった等の違反があった事業者に対し、貸金業の登録取消しを行いました。

３に苦情・相談件数の推移を記載しております。苦情相談の内容は個別様々でございますが、実際には貸金業者登録がない事業者名について、登録の有無を確認する問合せが全体の１割と比較的多くなっております。

続きまして、東京都の今年度の啓発宣伝事業案につきまして、資料２から４により、一括で説明をさせていただきます。

まず資料２の「１ 啓発キャンペーンの実施（予定）」ですけれども、今年度も６月と１１月に埼玉県、千葉県、神奈川県と合同で一都三県の連携によるヤミ金融被害防止合同キャンペーンを実施いたします。

具体的内容を資料３と４に記載しておりますが、６月と１１月に、ポスターや町なかでのビジョン、インターネット広告、各機関様のホームページにおいて動画などを活用した啓発を行ってまいりたいと考えております。本日御出席の団体様にも既に御協力のお願いをさせていただいておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、資料４の２の（２）に、下期として１１月に実施するイベントについて記載して

おります。昨年度と同様、11月の週末2日間に国営昭和記念公園で開催予定の「たちかわ楽市2026」におきまして、各種無料相談コーナーや金融トラブル被害防止セミナーの実施、キャンペーングッズ等の配布を計画しております。こちらにつきましても、関係機関様に御協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料2にお戻りいただきまして、上のほうに四角く囲った部分でございますが、11月を「ヤミ金融被害防止強化月間」と位置づけまして、一都三県での取組に加え、東京都単体でも、昨年度と同様に「新橋古本市」への出展を予定しております。また、台東区で開催される「台東区消費生活展」にも御協力をさせていただく予定でおります。こうした複合的な取組を通じまして、広く啓発活動を実施していきたいと考えております。

また、その下に出前講座について記載しております。日本貸金業協会様の御協力をいただきまして、出前講座を実施いたします。昨年度は22団体、2,590名を対象に講座を実施いたしましたが、今年度もそれを上回る規模で実施したいと考えております。

なお、今年度につきましては、貸金業協会様と協働で、この講座に参加する学生等の取組効果を向上させるため、ゲーム要素を用いた教材を作成いたしたいと考えております。

雑駁ではありますが、説明は以上となります。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特段ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

ございませんようでしたら、令和8年度の啓発宣伝事業につきましては、ただいま報告させていただいたとおり展開していきたいと思っておりますので、皆様方、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議事（2）各団体の皆様からの報告についてでございます。

それでは、まず初めに、資料5により、米澤委員、よろしくお願いいたします。

○米澤委員 資料5でございます。

私どもは、債務整理をするために、多重債務を負った方からの御相談を承っています。まず、相談の端緒になる電話の受付状況ですが、資料5の一番頭に月ごとの数字を掲載してありまして、青く塗ったところは、前年同月よりも件数が増えたことを示しています。一見してよくお分かりになるように、ほぼ毎月、前年同月よりも増えていて、電話件数が非常に多くなっています。

次のページは年間の推移をお示ししてあります。コロナ前の元年度は5, 470件、コロナ禍の中で件数が4, 000件ぐらまで落ち込みましたが、徐々に復活して、7年度はついにコロナ前を上回りました。この推移がいつまで続くのか懸念しています。

件数が増えましても、協会の財務状況も厳しく相談枠を増やすこともできませんので、対応に苦慮しています。

私からは以上でございます。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございます。

ただいまの米澤委員の御報告につきまして、御質問、御意見等ございましたら、御発言をお願いします。

野呂委員、お願いします。

○野呂委員 御説明ありがとうございます。

もし肌感覚でお分かりでしたら教えていただきたいのですが、2点あって、そちらに御相談いただくタイミングとしては、やはりクレジットというよりは、貸金の返済が滞ってというタイミングが多いのかというのが1点と、あと、御相談としては、クレジット、消費者ローン、ローンをお受けされているかと思うのですが、大体その割合がお分かりになれば、教えていただくとありがたいです。

○米澤委員 タイミングについては、そのようなことはないと思います。多重債務は多岐に亘っていて、自分がどこからどれだけ借りているのか分からないという方もいらっしゃいまして、それをまず把握するところからカウンセリングが始まるといった実態です。

2点目については、銀行のローン、クレジット、貸金、あるいはそれ以外のものもありますが、この3種類で大体3分の1ずつとなっています。

○野呂委員 ありがとうございます。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等はございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、次に、資料6について、日本貸金業協会の菅原委員、御説明をお願いいたします。

○菅原委員 では、貸金業協会から、資料6で相談等の受付状況と啓発活動の状況について御説明をします。

1 ページ目、まずは相談・苦情処理手続及び紛争解決手続の受付状況について御説明します。

左側の表ですけれども、2025年度の受付の相談件数は1万334件で、前年度より1,020件ほど減少しております。

誤認電話といって、本来ですと各社に直接お問い合わせいただくような内容が協会に入ってくるが多々ありまして、これを含めると1万8,000件強ということで、これも前年度から3,000件ほど減っているということです。

一般相談は3,926件ということで、これも前年度と比べて794件減っております。一般相談の内訳は、融資関連が1,425件、信用情報関連が287件、貸金業者の連絡先等が617件ということで、いずれも前年度からは減っているということです。

多重債務に関する相談につきましては、当協会で行っています貸付自粛に関する相談の本人からのものが2,242件、貸付自粛の本人以外の主に家族からの相談が2,553件、合計4,795件ということで、この貸付自粛につきましては、引き続き高水準で推移しているところです。

返済困難に関する相談が1,383件、これも前年度と比べて微減で、50件弱減少となっています。

それから、苦情のところを御覧いただきますと、昨年度は60件で、前年度と比べて4件減少となります。苦情の内容としては、請求や督促のときの対応ですとか説明、契約内容、個人情報の取扱いに関するものが多く、全体としては、当事者間の認識の相違や説明不足に起因する事案が多いかなというところです。

紛争解決手続、ADRが8件で、最近の傾向としては、不正利用によってカードローンを使われてしまい、これについて何か和解ができないかというような案件が増えていきます。

相談件数の減少については、現時点では、理由を特定するのがなかなか難しいのですが、1つの要因として、昨年、当協会が6月に電話の受付体制の見直しをしまして、自動音声ガイダンスで電話を案内したり、振り分けたりということを始めました。これによって、直接相談に至る前の段階で一定程度、情報提供ですとかそういったことで完結している可能性もあるのかなと考えています。もっともこれが直接的な原因ということも言えないので、引き続き動向は注視していきたいと思っています。

次に、若年者・若年層に関する相談です。これは18歳～19歳の若年者本人からの相談が10件、20歳～24歳の若年層本人からの相談が186件ということで、合計196件となっています。

2022年度以降の各年度を通じて、本人からの相談は18歳～24歳までが200件

強ということで推移していますけれども、**どちらかという**と本人よりも家族の方が心配して相談されてきているケースが非常に**多くなっています**。

2 ページですけれども、金融トラブル相談・生活再建支援カウンセリング・貸付自粛制度について御説明します。

金融トラブルの相談ですけれども、年々増加傾向で、2025年度は680件となっています。

主な内容は、「副業・投資型詐欺」、「なりすまし詐欺」、「口座・カード詐欺」という**よう**に分けていますけれども、特に「副業・投資型詐欺」が増加傾向と**なっています**。

物価高を背景に、SNSやインターネットで「短時間で簡単に稼げる」というような甘い言葉が飛び交っていき、それに安易にだまされて、複数の消費者金融で多額の借金を抱えてしまう方が増えているということです。

この副業や投資に関する消費者トラブルについては、5月20日に国民生活センターからも注意喚起の文書が公表されましたけれども、これについては既にこれまでも様々な対策を貸金業者**は**講じて**います**。当協会としても、引き続き貸金業者に対する注意喚起の徹底**や**、詐欺被害防止策の高度化を促すというようなことをしていきたいと思っているのと同時に、関係機関との連携もしっかりと進めていきたいと思っております。

次に、生活再建支援カウンセリングの状況です。2025年度の相談回数**は**330件で、相談者の債務の主な原因は、遊興費や交際費、買物、ギャンブルといったところで、どちらかという収入の要因よりも、本人の行動・習慣に起因するケースが、カウンセリングを行う方については**多くなっています**。

続いて、貸付自粛です。貸付自粛の年間の**受理**件数は7,439件で増加傾向です。登録理由として最も多いのは、ギャンブルがやめられずにあちこちで借金をしてしまい、何とか自分はこの行動を止めたいということで、全体の約4割がギャンブルということになっております。

3 ページ**は**、協会で行っています金融経済教育・啓発活動です。先ほど東京都との連携という話もありましたけれども、学生、保護者、高齢者、幅広くそれぞれの特性に応じた内容で実施しております。2025年度は5,000名を超える方に受講して**いただきました**。

それと、左下のところにあり**のは**「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」という**啓発冊子**です。これは毎年更新していき、先ほどの詐欺の手口ですとか、**こういった**

ものは常に新しい手口が出ておりますので、毎年アップデートして、昨年度は２２万部を無償配布しています。当協会のホームページでも公開していますので、お申し込みいただければお送りすることもできますので、必要であれば、ぜひお申し込みいただければと思います。

最後の４ページです。金融リテラシー向上コンソーシアムというのは、若年層への金融教育や消費者被害の防止を目的に、協会が大手貸金業者と協働で２０２３年６月に設立した組織でございます。

グラフを見ていただきますと、受講者数は年々増加しており、累計で１万人程度に達しています。また、警察や金融教育機関、行政との連携により取組も拡大しておりまして、単独の取組から、関係機関が連携した体制へと発展してきていると考えております。引き続き、金融リテラシー向上のための取組を推進していきたいと考えております。

報告は以上です。

○沼賀統括課長代理　ありがとうございました。

ただいまの菅原委員からの御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特段はございませんか。ありがとうございます。

最後に、資料７により、東京財務事務所、岩崎委員から御説明をお願いいたします。

なお、資料の一部に取扱注意のページがございますので、よろしくをお願いいたします。

では、お願いします。

○岩崎委員　東京財務事務所でございます。

それでは、資料７です。ページを１枚おめくりいただきまして、２枚目を御覧いただければと思います。「貸金業者の登録業者数の推移」という表でございますけれども、一番下、令和７年３月末で財務局登録は２５４社となっております。平成２７年３月末に３００社を割り込みまして以降は、微減という形で減少傾向が続いている状況でございます。新規登録もほとんどが東京都様からの登録替え、もしくは、最近多いのが、大手企業グループの中で、その企業の再編に伴って新たに登録が必要になってくるケースが幾つか見受けられる状況でございますので、この減少傾向というのは、この先も続くのではないかなと感じております。

次のページを御覧いただければと思います。ちょっと前の資料で恐縮なのですが、「２０２５事務年度金融行政方針」ということで、こちらは毎年８月頃に金融庁のほうで、この

1年どういったことをするか取りまとめたものを公表しております、これは昨年8月に公表したものでございます。

この中で「金融犯罪への対応」ということで、特殊詐欺や投資・ロマンス詐欺、不正アクセスなど、金融サービスを不正に利用した犯罪被害が引き続き高止まりしており、こうした金融犯罪の被害防止に向けた取組を推進するということを盛り込んでございます。これは御紹介でございます。

ページをおめくりいただきまして、続いて、「多重債務相談受付状況」という資料になります。このページと次のページは、非公開という形でお取り扱いいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、令和7年度の相談件数なのですが、左側のグラフを御覧いただくと、これはあくまでも新規なのですが、右肩上がりに増加している状況でございます。

続いて、真ん中のグラフを御覧いただければと思うのですが、最近、特に傾向として、詐欺を契機にした債務相談件数が増えているということでございます。先ほど貸金業協会様からも副業詐欺等の話がありましたけれども、当事務所の相談窓口においても、詐欺に引っかかったことを契機にして多重債務に陥ったということが件数としては増えております。

右側の年代別内訳を御覧いただくと、これは令和7年度の件数の年代別の内訳なのですが、20代、次いで50代の方がかなり多いということになっております。

次のページを御覧いただくと、こちらが事例ということで、相談員のほうで受けた主な事例を幾つかピックアップさせていただいております。

一番上が20代女性の事例なのですが、副業詐欺に遭い、同日借入れを指示され、多重債務ということで、副業あっせん業者から登録料が必要と言われて、PC画面共有で指示され、消費者金融等に各50万円ずつ4社から同日借り入れたという事例。

2つ目が50代男性の事例ですが、ロマンス詐欺により預貯金を失い、約1,000万円を借り入れて複数回送金したという事例です。

1つ飛ばしまして、4つ目、SNS投資詐欺による多重債務。これは40代女性の事例でございますけれども、SNS上の投資広告をきっかけに詐欺に遭い、指定されたアプリをダウンロードさせられ、消費者金融2社から合わせて150万円ほど、これも同日借入れを行ったという事例。

最後は50代女性の事例ですが、SNSの副業広告をきっかけに「簡単に稼げる

副業ソフト」として高額契約を勧誘され、消費者金融やクレジットカードで借入れを行い、暗号資産口座を開設させられ、約700万円を送金させられたという事例でございます。

やはり最近、こういった詐欺をきっかけにする相談が非常に増えているということなので、本日お集まりの皆様と、引き続き連携を強化させていただければと思います。

私のほうからは以上です。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございます。

ただいまの岩崎委員からの御報告につきまして、御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

特段ございませんでしょうか。ありがとうございます。

このほかに、この際ですから、各団体からの相談の状況や取組等について、御意見や御報告などがもしございましたらと思いますが、特段ございませんでしょうか。大丈夫ですかね。

特にございませんでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。

会議終了に当たりまして、部会長より御挨拶をお願いいたします。

○若林部会長 本日は、委員の皆様におかれましては、いろいろ御意見、御発言をいただきまして、ありがとうございました。

各委員からの御報告をいただきまして、貸金業をめぐる最近の状況をいろいろ情報共有していただきまして、大変参考になりました。今後の部会の活動に生かしていけるかなと思っております。なお引き続き、相談の件数も多いですし、実際の被害、新しい詐欺というものも多いのかなというふうに受け止めたところでございます。

これに基づきまして、6月、11月、議案で出ささせていただきましたけれども、啓発宣伝事業につきましても、しっかり実施してまいりたいと思いますので、皆様の御協力をお願いしたいと思っております。

それから、最後に1点、東京都、私ども産業労働局のほうから1つ取組を紹介させていただきます。と思っております。

東京都では、働く場におきまして、女性が個性や能力を発揮できる環境の整備を一層進めるということで、今度の7月1日に「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」、女活条例という名前ですけれども、これが施行されるということでございます。既に幾つかホームページなどで御紹介もしておりますけれども、またもう少し分かりやすい形で都民の皆様への周知も図っていきたいと思っております。

本日御出席の皆様のそれぞれの職場におかれましても、それぞれの状況に応じまして、女性が能力を発揮できるような職場環境の整備に取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございました。

最後に、事務局のほうからお知らせというか、お願いがございます。

まず、貸金業部会につきましては、年度内にあと1回、年が明けた1月または2月ぐらいに相談部会との合同開催を例年どおり予定しております。日程等につきましては、また調整させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。

また、皆様の委員の任期が2年ということで12月に切れますので、また委員の御就任の依頼をさせていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。

それでは、これにて令和8年度「東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会」を閉会させていただきます。

本日は御多忙中、ありがとうございました。

午後3時04分閉会